

## 令和6年度 見島滞在型観光促進事業業務委託 仕様書

### 1 事業の目的

本事業は、特定有人国境離島地域における滞在型観光を促進するため、旅行者の滞在時間を延ばす効果が期待される魅力的な見どころをモニターすると同時にプロモーションを実施し、見島の新たな滞在プランの提案や、見島の魅力を発信していくことを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

### 3 業務内容

#### (1) 見島の滞在型観光の促進に繋がる事業を実施

ア 見島の魅力を伝えるためのプロモーションコンテンツの制作と発信を行う。

イ 観光資源であるバードウォッチングをフックに、新たな観光素材の発掘と磨き上げを実施すること。

ウ 見島の交流人口や関係人口の増加に繋がる提案をおこなうこと。

エ 課題抽出・整理及び次年度以降必要事項の洗い出し

(2) マーケティングやプロモーションの内容、展開 方法、実施期間、期待される効果について提案を行うこと。

(3) 事業スケジュール、実施体制について、提案を行うこと。

#### (4) 留意事項

- ・各業務に係る連絡調整、撮影、編集、制作、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・各業務の詳細について委託者と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ・事業完了後、速やかに実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ・本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。
- ・受託者が個人情報を取り扱う業務を履行するときは、個人情報の漏えい、紛失、破壊又は改ざん等の事故防止その他個人情報を適切に管理するため、以下の措置を講じなければならない。

(ア) 情報管理責任者の選任等、情報の管理体制を整備すること。

(イ) 情報管理台帳を作成すること。

(ウ) 情報を記録した紙及び電磁的記録媒体（USB メモリ、CD、DVD 等（PC 等のハードディスクを含む））は、盗難対策（施錠管理）その他情報漏えい等の事件・事故を防止するためのセキュリティ対策を講じること。

(エ) 情報を記録した情報システムは、不正アクセス対策、不正プログラム対策、データ損失対策その他情報漏えい等の事件・事故を防止するセキュリティ対策を講じること。

(オ) 個人情報を保管している事業所から個人情報を持ち出す場合には、盗難・紛失防止に努

めること。

(カ) 従事者に対して個人情報保護に関する研修及び指導を行うこと。

(キ) 受託者は、本特記仕様の遵守状況について委託者が求めるときは、報告を行うこと。

(ク) 契約締結後 10 日以内に下記を定め、提出すること。

① 情報管理体制表

情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を明記すること。

② 研修計画

個人情報保護に関する必要な研修の計画について具体的に記載すること。

(ケ) 研修を実施したときは、研修実施後速やかにその旨を書面により委託者に届け出ること。

#### 4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・事業計画書及び実施工程表
- ・その他委託者が業務確認に必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書及び成果物データ一式
- ・その他委託者が業務確認に必要と認める書類

#### 5 成果品の提出

(1) 成果品

ア 業務完了報告書 2部 (A4ファイル形式)

イ 同報告書の電子データ 1部 (CD-ROM又はDVD-ROM、修正・印刷が可能な様式で納品)

ウ 制作した映像コンテンツのデータ一式 (盤面印刷した DVD-R 等の記録媒体による納品)

エ 撮影素材 (映像、写真、台本等)

オ プロモーションの実施内容、効果等をまとめた資料

(2) 契約不適合があった場合

受託者は、本業務完了後であっても成果品に契約の内容に適合しないものが発見された場合、発注者に不相当な負担を課すものでないときには、速やかに発注者の必要と認められる修正等を受託者の負担において行うものとする。

(3) 提出場所

一般社団法人萩市観光協会

(4) 提出期限

令和7年2月28日 (金)

#### 6 委託料の支払いについて

委託料の支払は、事業完了後の精算払いとする。

## 7 著作権の取扱い

- (1) 当事業で制作した映像、画像、音声の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は萩市観光協会に譲渡するものとし、萩市観光協会が作成・運営するホームページや観光プロモーション、イベント等に随時使用、かつ、萩市の観光PRのために自由に二次利用できるものとする。
- (2) 制作にあたり、第三者が権利を有する写真・イラスト・動画を使用する際には、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は全て受託者が行う。

## 8 権利処理

- (1) 本映像に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権、その他一切の権利及び、監督・脚本・出演者・カメラマン・アートディレクター・技術監督・その他制作関係者の本映像の著作権に関して、何ら問題の生ずることがない完全な状態で萩市観光協会のみへ帰属するよう留意すること。
- (2) 前項に関し、関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- (3) 本映像の行使に関するあらゆる二次利用料は、一切発生しないものとする。関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- (4) (1) から (3) に加え、成果物が、インターネット上の配信サイト等で公開可能なものとなるよう、権利処理に特に留意すること。

## 9 検査完了

受託者は、業務が完了（成果品の納入）したときにその旨を発注者に通知し、業務の完了を確認するための検査を受けなければならない。萩市観光協会から修正依頼があった場合、その対応に協力すること。検査合格後、受託者は発注者に契約金額の支払を請求することができる。

## 10 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を萩市観光協会の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守させなければならない。

## 11 調査等

萩市観光協会は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに協力しなければならない。

## 12 その他留意事項

- (1) 受託者は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを

他の目的に使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 本業務に係る内容は、本仕様書によるもののほか、契約後詳細な打合せにより、萩市観光協会及び受託者双方合意の上、決定するものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、萩市観光協会と受託者とが協議して定めるものとする。

(4) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しておかなければならない。